

4. 作業指揮者の配置（安衛則第151条の4）

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

作業指揮者には、作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければなりません。

なお、作業指揮者に特に資格は必要ありませんが、フォークリフトに関する知識、作業についての知識、経験、職制上の地位等を検討し、適切に作業指揮を行える者を選任してください。

5. フォークリフトを用いて荷役作業を行わせるときの注意事項

- ・ 荷役作業場の制限速度を定めること（安衛則第151条の5）。
- ・ 荷と接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に、原則、労働者を立ち入らせないこと。立ち入らせる必要がある場合には、誘導者を配置すること（安衛則第151条の7）。誘導者を置くときには、一定の合図を定めること（安衛則第151条の8）。
- ・ フォークリフトのフォークの荷の下に、原則、労働者を立ち入らせないこと。立ち入らせる必要があるときには、安全支柱、安全ブロック等を使用させること（安衛則第151条の9）。
- ・ フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をさせないこと（安衛則第151条の14）。

6. フォークリフトを用いて荷役作業を行うときの作業者の遵守事項

- ・ 荷役作業場の制限速度を守ること（安衛則第151条の5）。
- ・ 誘導者が配置されたときは、誘導者の誘導に従うこと（安衛則第151条の7、安衛則第151条の8）。
- ・ フォークリフトのフォークの荷の下に、原則、立ち入らないこと。立ち入るよう指示されたときは、必ず安全支柱、安全ブロック等を使用すること（安衛則第151条の9）。
- ・ フォークリフトの運転者が運転位置から離れるときは、フォークを最低降下位置に置くこと、また、停車したときは、逸走防止措置を確実にすること（安衛則第151条の11）。
- ・ フォークリフトの乗車席以外の箇所に労働者を乗せないこと（安衛則第151条の13）。
- ・ フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと（安衛則第151条の14）。
- ・ フォークリフトの許容荷重、その他能力を超えた使用をしないこと（安衛則第151条の20）。
- ・ 運転時にはシートベルトを着用すること（シートベルトがある場合）。
- ・ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- ・ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。
- ・ 急停止、急旋回を行わないこと。
- ・ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- ・ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
- ・ 歩行者が構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さないこと。

7. その他

- ・ 自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示しましょう。
- ・ 通路の死角部分にはミラー等を設置し、フォークリフト運転者及び歩行者が容易に確認できるようにしましょう。
- ・ フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分し、フォークリフトと歩行者が接触しないようにしましょう。

参考例

フォークリフト作業計画

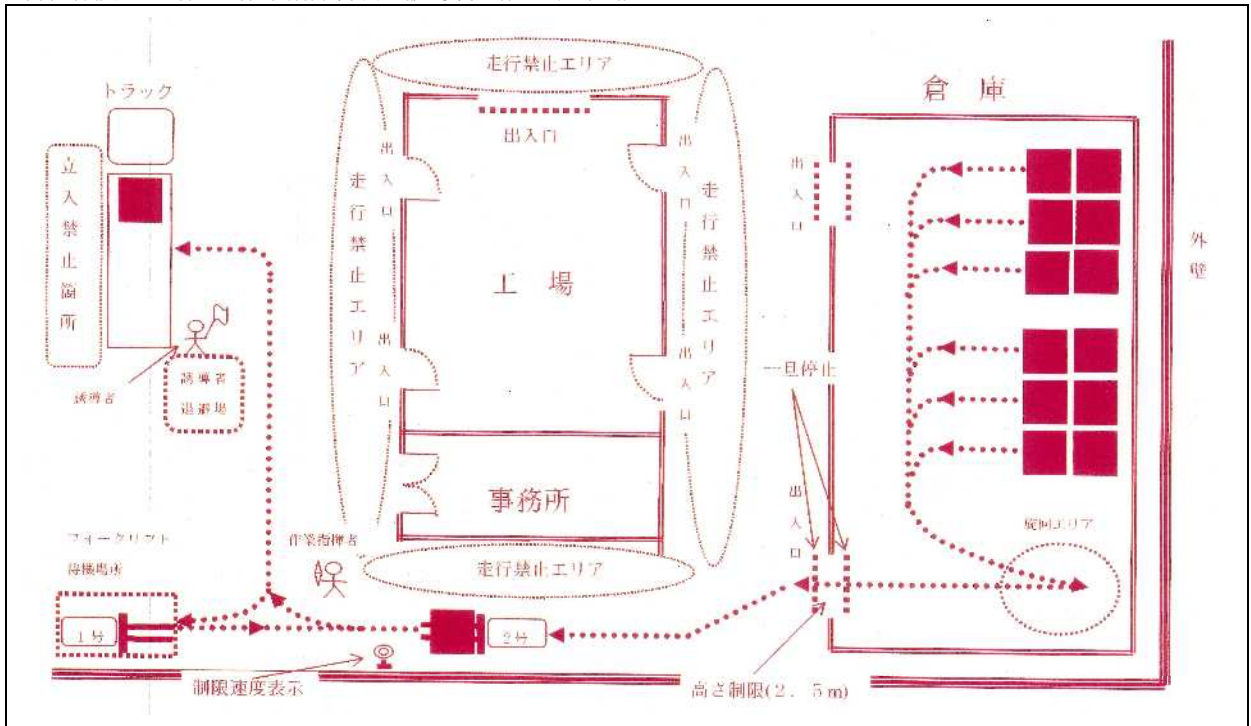
(労働安全衛生規則第151条の3に基づく)

社内審査 確認印	事業主	安全管理者 等	作業指揮者	フォークリフト 運転者

1.作成年月日	令和4年4月10日	2.計画作成者		3.作業名	大豆コンテナのトラック荷台積み込み作業																									
4.作業の具体的内容 (荷の運搬工程等を記入する)	倉庫コンテナ取り降ろし バック走行 旋回エリアで方向転換 倉庫出口一旦停止(ミラー確認) 前進走行(制限速度遵守) 作業指揮者指示確認 右折 誘導者指示確認 トラック積み込み バック走行 待機場所へ 別リフト通過後倉庫へ前進走行 倉庫入口一旦停止(ミラー確認)																													
5.実施期間	令和4年4月10日(金)曜 ~ 令和4年10月30日(金)曜	無期限	6.作業人数	5名																										
7.作業時間	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td> </tr> <tr> <td colspan="6">←</td> <td colspan="6">←</td> </tr> </table>					0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	←						←					
0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24																		
←						←																								
8.荷	品名	荷姿	形状	個数	1個の重量																									
	大豆	箱(コンテナ)	四角柱	1回当たり20個	1.5トン																									
9.荷の状況	ア.はい積 イ.バラ積 ウ.その他()			移動させる距離 (30)m																										
10.作業指揮者 (安衛規第151条の4)	氏名	職制上の地位	当該作業の経験年数	フォークリフトの知識																										
		作業班長	20年	有 ・ 無																										
11.フォークリフト 運転者	氏名	技能講習修了番号	資格取得年月日	当該作業の経験年数																										
		第1234号	平成10年10月1日	8年																										
		第5678号	平成8年8月1日	10年2ヶ月																										
12.フォークリフトの 種類・能力・ 点検状況	車両番号	能力 (最大荷重)	作業開始前 点検状況	月例検査実施状況 (安衛規則第151条の22)	特定自主検査実施日 (安衛規則第151条の21)																									
	GTR-5837 (1号車)	2100kg	良 ・ 否	令和4年4月1日	令和3年12月20日																									
	GTR-1017 (2号車)	2100kg	良 ・ 否	令和4年4月1日	令和3年12月20日																									
13.パレット等の能 力・点検状況	荷の重量に応じた十分な強度		割れ・ひび・変形の有無		釘等突起物の有無																									
	良 ・ 否		良 ・ 否		良 ・ 否																									
14.作業場所状況 (作業図に必要な 応じて記入する)	作業場所の広さ	ア.十分に広い イ.広い ウ.やや狭い エ.非常に狭い																												
	路面状況	ア.舗装 イ.砂利敷 ウ.土間		場所区分	ア.屋内のみ イ.屋外のみ ウ.屋内外																									
	坂道等傾斜	有 ・ 無		作業床面段差等	有 ・ 無																									
	走行路幅員狭小箇所	有 ・ 無		高さ制限箇所	有 ・ 無																									
	路肩危険箇所	有 ・ 無		一旦停止の必要箇所	有 ・ 無																									
	障害物	有 ・ 無		明るさ	ア.明るい イ.少し暗い ウ.暗い																									
15.制限速度 (安衛規第151条の5)	当該作業に係る場所の地形・地盤の状態等に 応じた適正な制限速度			当該作業場所における制限速度掲示の有無																										
	(20) km / 時			有 ・ 無																										
16.誘導者	配置の有無	氏名	合図の定め	退避場所																										
	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無																										

17.フォークリフト作業図

フォークリフトの運行経路を図示すること
 周辺労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
 各種標識・一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること



18.作業開始前・作業中の留意事項と確認(この欄はフォークリフト運転者が記入)

留意事項	確認欄	
保護帽・安全靴等保護具を正しく着用する	✓	✓
シートベルトを着用する	✓	✓
フォークリフト運転技能講習修了証を携帯する	✓	✓
作業開始前点検を確実にを行う	✓	✓
作業場で定められた制限速度以内で走行する	✓	✓
他の作業者に接触するおそれのあるときは、立入禁止にするか、誘導者を配置する	✓	✓
走行時は、進行方向及び側方の安全を常に確認する	✓	✓
フォークまたは荷の下に作業者を立ち入らせない	✓	✓
許容荷重を超えた荷を積載しない	✓	✓
急発進・急停車・急旋回をしない	✓	✓
運転席を離れるときは、作業や通行の障害とならないよう駐車する、また、フォークを最低降下位置に置くこと。そして、鍵を必ず抜くこと。	✓	✓
駐車ブレーキを確実にかけ、輪止めをする	✓	✓
運転中は乗車席以外に人を乗せてはならない	✓	✓
フォークの上に人を載せて昇降機として使用してはならない	✓	✓
フォークの先端をてこ代わりに使用したり、他の車両を押ししたりしてはならない	✓	✓

19.関係労働者への周知 **誘導者 倉庫作業者 トラック運転手 工場作業者 事務員**

